民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定により、出雲市新体育館整備運営事業(以下「本事業」という。)に係る事業契約の内容を公表します。

令和3年6月30日

出雲市長 飯塚 俊之

- 1 公共施設等の名称及び立地 出雲市新体育館 出雲市西林木町地内
- 2 選定事業者の商号又は名称 島根県出雲市塩冶神前二丁目8番16号 出雲アリーナパートナーズ株式会社 代表取締役 森本 禎之
- 3 公共施設等の整備等の内容
  - (1) 統括管理業務
  - (2) 設計業務
  - (3) 建設業務
  - (4) 工事監理業務
  - (5) 開業準備業務
  - (6) 維持管理業務
  - (7) 運営業務
  - (8) 附帯事業
- 4 契約期間

本契約締結日(令和3年6月28日)から令和21年3月31日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 [出雲市新体育館整備運営事業 事業契約書(抄)]

(引渡しの完了前の市による契約解除等)

- 第83条 本契約締結日以降、引渡日までの間において、次に掲げるいずれかの事 由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとるこ とができる。
  - (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り(事業者が要求水準書及び 事業者提案を満たしていない場合を含む。)、市が履行の催告をしたにもか かわらず、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
  - (2) 事業者が、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
  - (3) 本施設を、(i)引渡予定日までに市に引き渡すことができず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき、又は、(ii)完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (4) 事業者に係る破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算手 続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立 てを決議したとき又はその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)に よりその申立てがなされたとき。
  - (5) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を行うことが適当でないと市が認めたとき。
  - (7) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき 又は同号の適用があるとき。
  - (8) 前号に掲げる場合のほか、市により基本協定が解除されたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本契約の全部を解除することができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び 事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業 者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者 へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選

定した第三者へ譲渡させることができる。

- 3 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。なお、本施設の引渡し前に、(i)第3号に該当したとき、又は、(ii)第1号若しくは第2号に該当した場合において事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、市が支払うべき施設整備費の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づき事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるとき(疑義を避けるため、第6項により上記(ii)に該当する場合とみなされる場合が除かれることを確認する。)は、本項の規定は適用しない。
  - (1) 本施設を引渡予定日までに完成することができないとき。
  - (2) 第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号 に基づき市により本契約が解除されたとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、施設整備業務のいずれかについて事業者が 債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、本施設の出来 形部分が存在する場合、市は、これを検査の上で、その全部又は一部を買い受け、 当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び 金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含 むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)の買受代金と 前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができ る。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経 過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いにより支 払う。
- 5 前項の場合において、市が本施設の出来形部分を買い受けない場合(検査に適合しない場合及び建設工事の進捗状況に鑑み、事業用地の原状回復が社会通念上合理的である場合をいう。)、事業者は、市と協議の上で、自らの費用と責任により、本施設の買い受けられない部分に係る事業用地を原状(更地)に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第110条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
- 6 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第3項柱書(ii)にいう「事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき」の場合とみなし、市は、同(ii)に基

づく請求ができるものとする。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(引渡しの完了前の事業者による契約解除等)

- 第84条 本契約締結日以降、引渡日までの間において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合(疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。)、事業者は、市に対し、書面で通知の上で、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上で、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合において市の責めに帰すべき事由が 認められるときは、市は、事業者の別途請求に従い、事業者に対し、当該解除に 伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(引渡しの完了前の法令変更による契約解除等)

第85条 本契約締結日以降、事業者から市に対して本施設の引渡しが完了するまでの間における法令等の変更により、第95条第2項に基づく協議にもかかわらず、同条第1項に基づく事業者の通知を市が受領後60日を経過しても合意未達事項(同条第2項に定義された意味を有する。)がある場合において、これを同条第2項に基づき強いては事業者による本事業の継続が困難となるか又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断したときは、市は、同条項にかかわらず、法令等に基づき市に要求される手続(もしあれば)を経て、次に掲げる措置のいずれかをとることができるものとし、事業者は、これに自ら協力しかつ事業者の株主をして協力させる。なお、本項の適用は、第96条の適用を妨げないものとする。

- (1) 事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部を解除すること。
- (2) 事業者及び事業者の株主に対して書面で通知することにより、事業者の 株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者 へ譲渡させること。
- (3) 事業者に対して書面で通知することにより、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させること。
- 2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上で、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

# (引渡しの完了前の不可抗力による契約解除等)

- 第86条 本契約締結日以降、事業者から市に対して本施設の引渡しが完了するまでの間における不可抗力について、第97条第2項に基づく協議にもかかわらず、同条第1項に基づく事業者の通知を市が受領後60日を経過しても合意未達事項(同条第2項に定義された意味を有する。)がある場合において、これを同条第2項に基づき強いては事業者による本事業の継続が困難となるか又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断したときは、市は、同条項にかかわらず、法令等に基づき市に要求される手続(もしあれば)を経て、次に掲げる措置のいずれかをとることができるものとし、事業者は、これに自ら協力しかつ事業者の株主をして協力させる。なお、本項の適用は、第98条及び第99条の適用を妨げないものとする。
  - (1) 事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部を解除すること。
  - (2) 事業者及び事業者の株主に対して書面で通知することにより、事業者の 株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者 へ譲渡させること。
  - (3) 事業者に対して書面で通知することにより、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させること。
- 2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上で、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により、本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、

当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び 金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含 むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択に より、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括 払いにより支払う。

# (引渡しの完了後の市による契約解除等)

- 第87条 引渡日以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第94条の定めに従う。
  - (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り(事業者が要求水準書及び 事業者提案を満たしていない場合を含む。)、その状態が30日間以上にわ たり継続したとき。
  - (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して 30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、 業務水準書、長期修繕計画書及び業務計画書に従った維持管理・運営業務 を行わないとき。
  - (3) 本契約の履行が困難となったとき。
  - (4) 市により本指定が取り消されたとき。
  - (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
  - (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告(業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限られない。)をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
  - (7) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
  - (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
  - (9) 事業者から本契約の解除の申出があったとき。
  - (10) 本施設に契約不適合がある場合において、(i)その契約不適合が本施設を除却した上で再び建設しなければ、本工事の目的を達成することができないものであるとき、又は、(ii)正当な理由なく、第 46 条第1項の履行の追完がなされず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反

- し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないと市が認めたとき。
- (12) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき 又は同号の適用があるとき。
- (13) 前号に掲げる場合のほか、基本協定が市により解除されたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、維持管理・運営業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、 事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承 認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 5 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が維持管理・運営業務において本契約に違反した場合、その効果が本契約に定められているもののほか、事業者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価(委託料相当分)の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づき事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、損害の賠償及び違約金の請求については、事業者が、その責めに帰すべからざることを立証したとき(疑義を避けるため、第3号に該当する場合とみなされる第83条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合が除かれることを確認する。)

は、この限りではない。

- (1) 第83条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、同条第 2項第1号に基づき市により本契約が解除された場合
- (2) 第1項第1号から第12号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号 に基づき市により本契約が解除された場合
- (3) 施設等供用業務のいずれかについて、事業者がその債務の履行を拒否し、 又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不 能となった場合(なお、第83条第6項各号に規定する者による本契約の 解除の場合は、本号の場合とみなす。)
- 6 第3項により、事業者が指定管理者として行う維持管理・運営業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価(委託料相当分)の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 市は、サービス対価(施設整備費相当分)の残額と、前二項の違約金及び損害 賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、 かかる相殺後のサービス対価(施設整備費相当分)の残額を、市の選択により、 ①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いに より支払う。
- 8 事業者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。) 又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

(引渡しの完了後の事業者による契約解除等)

- 第88条 事業者は、引渡日以後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合(疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。)、事業者は、市に対し、書面で通知の上で、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
- 2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 市は、第1項の規定による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴 う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス 対価(施設整備費相当分)の残額を、市の選択により、①経過利息を付した上で

解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(引渡しの完了後の法令変更による契約解除等)

- 第89条 事業者から市に対して本施設の引渡しが完了した以後における法令等の変更により、第95条第2項に基づく協議にもかかわらず、同条第1項に基づく事業者の通知を市が受領後60日を経過しても合意未達事項(同条第2項に定義された意味を有する。)がある場合において、これを同条第2項に基づき強いては事業者による本事業の継続が困難となるか又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断したときは、市は、同条項にかかわらず、法令等に基づき市に要求される手続(もしあれば)を経て、次に定める措置のいずれかをとることができるものとし、事業者は、これに自ら協力しかつ事業者の株主をして協力させる。なお、本項の適用は、第96条の適用を妨げないものとする。
  - (1) 事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じること。
  - (2) 事業者及び事業者の株主に対して書面で通知することにより、事業者の 株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者 へ譲渡させること。
  - (3) 事業者に対して書面で通知することにより、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させること。
- 2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、サービス対価(施設整備費相当分)の残額を、市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に維持管理・運営業務を開始している場合、市は、事業者が当該維持管理・運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

(引渡しの完了後の不可抗力による契約解除等)

第 90 条 事業者から市に対して本施設の引渡しが完了以後における不可抗力について、第 97 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、同条第 1 項に基づく事業者の通知を市が受領後 60 日を経過しても合意未達事項(同条第 2 項に定義された意味を有する。)がある場合において、これを同条第 2 項に基づき強いては事業者による本事業の継続が困難となるか又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断したときは、市は、同条項にかかわらず、法令等に基づき市に要求される手続(もしあれば)を経て、次に掲げる措置のいずれかをとることができるものとし、事業者は、これに自ら協力しかつ事業者の株主をして協力させる。なお、本項の適用は、第 98 条及び第 99 条の適用を妨げないものとする。

- (1) 事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じること。
- (2) 事業者及び事業者の株主に対して書面で通知することにより、事業者の 株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者 へ譲渡させること。
- (3) 事業者に対して書面で通知することにより、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させること。
- 2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、サービス対価(施設整備費相当分)の残額を、市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者が既に維持管理・運営業務を開始している場合、市は、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

### 6 契約金額

金6, 341, 332, 506円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金572,909,897円) ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、 当該改定又は減額がなされた額とする。

#### 7 契約終了時の措置に関する事項

「出雲市新体育館整備運営事業 事業契約書(抄)]

#### (契約期間)

- 第82条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日 をもって終了する。
- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、本施設を、要求水準書及び事業者提案を満たす状態に保持し、本契約が終了したときに、その状態で市に引き渡す義務を負う。
- 3 事業者は、本契約が終了する2年前までに、本施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。
- 4 事業者は、本契約の終了に当たって、市に対し、市が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために本施設を継続使用できるよう、維持管理・運営業務の各業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運営業務の各業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、それぞれの業務の引継ぎに必要な協力を行う。

5 市は、本契約が終了する2年前までに事業者に通知を行った上、終了前検査を 実施し、要求水準書及び事業者提案に記載されたすべての事項がその要求水準書 及び事業者提案を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で本施設に修繕 すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は 速やかにこれを修繕する。ただし、市が修繕を要するとした箇所について、不可 抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9(不 可抗力)で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は市が負担する。

# (本契約終了に際しての処置)

- 第 91 条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件(事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置 につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修 復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置 について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負 担する。
- 3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る施設整備業務又は維持管理・運営業務を遂行するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡すほか、第55条第1項の定めるところに従って本施設の引渡しが完了している場合には、第50条第1項ただし書(同条第2項により準用される場合を含む。以下同じ。)によりリース方式で調達したすべての什器・備品等を引き渡し、その所有権を市に取得させる。この場合、事業者は、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

### (終了手続の負担)

第92条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算 に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。